

岐阜地方最低賃金審議会の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

岐阜労働局一般公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、岐阜県最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したので、岐阜県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「岐阜地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年7月1日

岐阜労働局長 原田 浩一



記

岐阜地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、岐阜県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、岐阜県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。（提出方法は、推薦書等を持参又は郵送とする。）

(2) 推薦締切日

令和8年7月22日

(3) 推薦書の提出先

岐阜労働局労働基準部賃金室（岐阜市金竜町5丁目13番地）

推薦者（代表） （郵便番号）

住所（主な事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会の委員の候補者として、下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

氏 名	年 齢	現 職	所属団体及びその地位	略 歴	住所・連絡先・電話
					〒 所 住 所 連絡先 電 話
					〒 所 住 所 連絡先 電 話
					〒 所 住 所 連絡先 電 話

- ※ 1 所属団体及びその地位欄には、候補者の所属団体が多数ある場合には、その所属団体の名称及びその地位を全部列挙して記入すること。
2 新規候補者の場合には、履歴書を添付すること。
3 候補者の内諾書を添付すること。

内 諾 書

岐阜労働局長 原田 浩一 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会の委員に任命されましたときは、就任することを内諾します。